

岩手県告示第61号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定に基づき、次のとおり事業の認定をした。

令和8年1月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 起業者の名称 一関市
- 2 事業の種類 わかばクラブ整備事業
- 3 起業地
 - (1) 収用の部分 岩手県一関市字沼田地内
 - (2) 使用の部分 なし
- 4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

(1) 法第20条第1号要件への適合性

わかばクラブ整備事業（以下「本件事業」という。）は、社会福祉法（昭和22年法律第45号）第2条第3項に基づく第2種社会福祉事業であることから、法第3条第23号に掲げる「社会福祉法による社会福祉事業の用に供する施設」に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号要件への適合性

本件事業の起業者である一関市は、「一関市総合計画後期基本計画」において、3つの重点プロジェクトの一つとして「まち・ひと・しごとの創生」を掲げており、「自ら輝きながら次代の担い手を応援するまち」の施策として、児童育成支援の整備を行うこととしている。

また、既に本件事業に係る予算措置を講じている。

これらのことから、起業者である一関市は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号要件への適合性

ア 得られる公共の利益

一関市では、仕事と子育ての両立のための環境整備や児童の健全育成の充実を課題として、放課後児童健全育成事業に取り組んでいる。

一関市で設置している放課後児童クラブの利用者は、核家族化の進行や就労形態の多様化などにより、年々増加している。本件事業で整備するわかばクラブは、建物の増改築により受入児童の増加等に対応してきたが、敷地スペースに余裕がなく更なる増築ができないため、現状では、小学5年生までしか受入れができず、全学年が受入れできる施設の整備が喫緊の課題となっている。

本件事業の実施により、全学年で利用を希望する児童の受入れが可能となり、児童が安全に安心して放課後を過ごせる環境が確保されるとともに保護者の仕事と子育ての両立のための環境が整うことで、一関市が策定している「一関市子ども計画」及び「一関市総合計画後期基本計画」に掲げる放課後児童の居場所づくりの推進が期待される。

したがって、本件事業の施行により得られる利益は、相当程度存するものと認められる。

イ 失われる利益

本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）の対象事業には該当していない。

また、起業地は文化財保護法（昭和25年法律第214号）における周知の埋蔵文化包蔵地に該当しておらず埋蔵文化財は確認されなかった。

このほか、絶滅のおそれがある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）により、保護のための特別な措置を講ずべき動植物について、起業者は岩手県環境生活部自然保護課に照会を実施しており、本件事業の起業地において

、絶滅が危惧される野生動植物の生息は確認されていない旨の回答を得ている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件事業は、現施設の建替えを行うものであるが、現在の敷地内で整備を実施するのは困難であるため、新たな用地を取得するものである。

本件事業に係る起業地の選定にあたっては、児童の安全の確保から、一関市立一関小学校から距離が近く安全に移動でき、保護者の車での送迎のため道路状況等の利便性が優れていること。また、児童数の増加に対応できる施設等の整備可能な一定規模の敷地面積を有することなどの条件により、申請案を含む3箇所について候補地を抽出の上、選定の検討を行っている。

申請案は、同小学校に隣接しており、通所児童が道路等を横断することなく安全に移動でき、敷地面積も今後の通所児童数の増加を想定した施設、駐車場等の施設規模に対応している、また、幅員の広い市道に面していることから、保護者の車での送迎に対する利便性も優れている。さらに、申請地周辺は、危険箇所がなく、通所児童の安全性が確保されていることなど、社会的、地理的な見地から総合的に判断すると、申請地が最も適切であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は土地の適性かつ合理的な利用に寄与するものと認められ、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号要件への適合性

ア 事業を早期に施行する必要性

現施設は、放課後児童クラブの利用者の増加により手狭なため全学年の受け入れができず、仕事と子育てを両立できる環境の整備や放課後等における児童の安心で安全な居場所を提供するため、新施設を早期に整備する必要がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足していると判断される。

5 起業地を表示する図面の縦覧場所 一関保健センター